

## 意識筋エクササイズライセンス者との合意事項

(以下「甲」という)と信澤美帆・ROJEN 株式会社(以下「乙」という)とは、次のとおり双方で次の禁止事項を確認した。

1. 「乙」から取得した意識筋エクササイズ以外のトレーニング法・技法等を(故意、過失を問わず)意識筋エクササイズと偽り、他者への直接施術や器具等による間接施術等をしていないこと。
2. 意識筋エクササイズの施術金額は以下のとおりとする。
  - ① 無料で人に伝授できる
  - ② パーソナルトレーナーとしてご自身で3万円以内の金額のレッスンを行える。
  - ③ またそれ以下でも以上でもある場合、「甲」は「乙」に報告し、承諾を得なければならない。「甲」「乙」双方で合意した施術金額を変更する場合は、「甲」から「乙」への施術金額変更審査申請に基づき、施術者の技術力、地域、お客様層等を考慮し「乙」が決定する。
3. その他「乙」が必要とした事案が生じた場合は、「甲」「乙」双方協議の上決定する。
4. 「甲」により「乙」が保有する意識筋エクササイズライセンスに損害が生じる恐れが生じた場合は直ちに「乙」は「甲」へ通告し、「乙」は「甲」に対して意識筋エクササイズライセンスを剥奪し損害が生じた場合はその損害を賠償請求することができるものとする。
5. 「甲」と「乙」との本契約の有効期限は令和2年10月24日から令和3年10月23日とする。ただし、期間満了の3カ月前までに「甲」または「乙」から書面による解約の申し出がないときは、同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

以上 「甲」「乙」の合意事項のあかしとして本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年10月24日

甲

乙 東京都新宿区上落合1-14-10  
ROJEN 株式会社  
代表取締役 信 澤 美 帆